

多様なナショナルミニマム 実態の把握に向けて

雨宮処凛

一口にナショナルミニマムと言っても、現実の「生」は多様。しかし、長い間貧困問題に関心が向かなかつたことで、多様な実態を十分に把握できているとは言えないのではないか。

まずは実態を正確に把握することが重要だと思うので、以下の調査をお願いします。

1 失業・ホームレス

・広義のホームレス状態にある人の実態調査の実施

現在は「都市公園、河川、道路、駅舎その他施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」のみが調査対象。「その他施設は」港湾や公民館、運動場等の公共施設、バスターミナルなど。

現在、厚生労働省の調査ではホームレス数は減少しているものの、ホームレス状態にある人は明らかに増加している。

住む場所がなくネットカフェ、サウナ、カプセルホテル、個室ビデオ店を転々としている人や自立支援センター、緊急一時保護施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所などにいる人も「広義のホームレス」としてカウントすべき。

また、飯場や派遣会社の寮などで暮らしている人の中にも失業したら路上に行かざるを得ない人が一定数含まれている。これらの層も含めた調査の実施。

※この調査の実施にあたって、海外のホームレスの定義の調査もお願いします。例えばイギリスではホームレス数3万人のうち、実際に路上生活をしている人は2000人という数字がある。あとの2万8000人はどういう状態を指して「ホームレス」とカウントされているのかなど。また、国によっては他に住む場所がなく「友人・知人の家」「親戚宅」にいる人もホームレスとしてカウントされている。

・2011年度にホームレス大規模調査の実施

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は時限立法のため、2012年に期限が切れる。法改正前に大規模調査の実施を提案します。

詳しい聞き取り調査も必要。例えば養護施設出身者が少なくない現実がある。海外では養護施設出身の人はホームレスになりやすいという認識から特別な支援があるなどするので。

・行旅死亡人等の数の調査

路上での病死や凍死、餓死など、ホームレス状態にあつて亡くなった人の数の調査。また、路上から病院に運ばれて亡くなった人数の調査。

- ・ 住み込み就労している人の数の調査の実施
失業すると路上に行かざるを得ない人が一定数含まれているため。
- ・ 生活保護の補足率調査の実施
補足率が出ていないことには対策のしようがない。
- ・ 雇用保険カバー率調査の実施
ILO調査では失業者の23%しか雇用保険を受給できていない。
- ・ 雇用保険の失業給付を受けている人のうち、給付基準が生活保護水準以下の人の数の調査
生活保護水準にすら達しない失業給付は問題。
- ・ 国民健康保険の保険料滞納によって無保険になっている大人の調査の実施
無保険の子どもは3万人以上。資格証が発行されていない大人も含めた調査。
- ・ 失業した人で、国民健康保険に加入していない人の数の調査
会社の保険から自動的に国保に切り替わらず、自分で手続きしなければならぬ上、国保料が高いので無保険になっている失業者が少なくない。毎年の調査が必要。

2 女性

- ・ すべての人を対象とした統計はジェンダー統計（男女別統計）とすること
- ・ フリーターの定義に既婚女性を含め統計を取ること
現在の定義では、「15～34歳の若年（ただし、学生と主婦を除く）のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人」という定義。
- ・ 派遣労働者の詳細にいたるまでの男女別統計を取ること
常用型、登録型、26業務、派遣先業種、研修、派遣切り、雇い止めなど派遣労働者の調査に男女別統計を入れてほしい。派遣労働者実態調査結果の中で男女別統計がないものが多いため。
- ・ パートタイム労働者・アルバイト等の労働に関する男女別統計を取ること

- ・有期雇用労働者の男女別統計を取ることに
- ・そのほか、労働統計に性別を入れること
- ・真の育児休業取得率の調査
分母に出産育児をきっかけにした退職者を含めること
- ・非正規公務員の待遇別男女別統計

3 ひとり親

- ・ひとり親家庭の貧困率の男女別（母子家庭・父子家庭別の）数字を出すこと
- ・ひとり親家庭の子どもの進学希望、進学希望に関する調査を行うこと
98年以来、母子家庭等調査で廃止
- ・ひとり親家庭の数を同居母子世帯を含めたものを確定し発表すること
全国母子世帯等調査では全数推計を2006年度からやめている。予算措置を行って、調査数を増やし推計値を出すべき
- ・ひとり親家庭になった理由別のひとり親家庭の年収、就労率等のクロス集計を公表すること

4 障害者

- ・障害者の統計を男女別にし、障害女性の収入、貧困率などを測定すること

5 無年金

(ロ)現無年金者（60-65以上）

年齢別・男女別 人数

さらに女子の場合脱退手当金受給で無資格のひと（年齢別）の数の調査

(ハ)そのうち

自分の分は無資格でも夫死亡で遺族年金は受給している数（年齢別）の調査

(ニ)「ねんきん特別便」が未着の数の調査

平成9年データベースに住所を入れたときすでに無年金者である者は住所が（厚労省には）ないのでどうなっているのか。

(水)無年金者と確定した者達の納付金は総計はいくらか？
(やむをえず未納したものはその掛け金はどう使われるのか)

6 セクシュアルマイノリティ

- ・セクシュアルマイノリティに関する全国的な実態調査を行うこと
- ・各種調査に、可能な限り、性自認・性志向の属性を立てて統計を取ること

7 外国人

- ・労働力調査、賃金構造基本統計調査に「国籍」別集計を加える
- ・国民生活基礎調査に「国籍」別集計を含める
- ・日本人を対象とした「全国母子世帯等調査」に加えて、「外国籍母子世帯実態調査」を行う
- ・文科省に対する外国人生徒の進学率の国籍別統計の算出要請
- ・外国人学校を含め、学卒者のその後の就労実態調査

調査以外の提案・要求

- ・公的シェルターを増やす
※アメリカ・ヨーロッパの公的シェルターの数を調べてほしい。
※アメリカ・ヨーロッパの民間シェルターに国が補助している金額を調べてほしい。
- ・雇用保険や生活保護の補足率に関して「目標値」を設定する。
201×年までに「〇〇%を目指す」など明確な目標を設定。
- ・生活保護申請にあたり、「世帯」が壁とならないようにする。
出稼ぎの人の場合、保護義務が出稼ぎ元にあるので出稼ぎ先で生活保護を受けられず、どのセーフティネットにもひっつかれないという制度の穴がある。世帯単位ではなくケースによっては個人単位の対応をしてほしい。

日本版貧困削減目標(2010年3月段階):国連ミレニアム開発目標(MDGs)が「2015年までに世界の貧困を半減する」と謳っていることに倣い、その日本版を作成する試み。作業途中であり、完成度は低い、現在進行形のものとして共有。

目標	ターゲット	第1目標	第2目標	現状	手法(検討中)
		(-2012年3月)	(-2015年3月)		
大目標: 貧困の解消	相対的貧困率の削減	相対的貧困率を2007年比30%削減する。	相対的貧困率を2007年比で50%削減する	15.7%(2007)	・貧困、格差の放置が社会的喪失につながることを明らかにし、日本のナショナルミニマムを設定。抜本対策をたて、予算を重点的に投下する
		ひとり親家庭の貧困率を2007年比30%削減する	ひとり親家庭の貧困率を2007年比50%削減する	54.3%(2007)	
		若年単身者の貧困率を2007年比30%削減する	若年単身者の貧困率を2007年比50%削減する	調査実績なし	
		35~64歳の人の貧困率を2007年比30%削減する。	35~64歳の人の貧困率2007年比50%削減する	調査実績なし	
		こどもの貧困率を2007年費30%削減する	こどもの貧困率を2007年比で50%削減する	14.2%(2007)	
		高齢者の貧困率を2007年比30%削減させる	高齢者の貧困率を2007年比50%削減させる	調査実績無し	
		障害者の貧困率を2007年比30%削減させる	障害者の貧困率を2007年比50%削減させる	調査実績無し	
		男女の貧困率格差を2007年比30%削減させる	男女の貧困率格差を2007年比50%削減させる	調査実績無し	
		目標1:ディーセントワークの確保	最低賃金の増額と地域格差の是正	最低賃金を2009年比20%上昇させる。地域間の最大格差を半減させる。	
同一価値労働同一賃金の実現	男女の賃金格差を2007年比30%改善する。			男女の賃金格差を2007年比で半減する。	・女性の賃金は正社員で男性に比べて66%、非正規を含めると男性の40%である。 ・UNDP2007年データで45%(OECD加盟国平均は約59%) ・OECD加盟国30カ国中、日本は27位 参考: 1位のフィンランドは77% 28位メキシコ29位 オーストリア 30位トルコ
	正規・非正規の賃金格差を2007年比30%改善する。		正規・非正規の賃金格差を2007年比半減する。		・いかなる賃金体系であろうが、均等待遇を原則とする。
ワークライフバランスの実現(仕事と生活の調和)	週平均60時間以上残業している人を半減させる		週平均60時間以上残業している人をゼロとする	週平均60時間以上残業している人が男性30-40代の30%。	・時間外勤務手当増率を一律50%に引き上げる(深夜・休日加算は残す) ・「特別条項付き協定」制度を廃止 ・24時間につき最低連続11時間の休憩期間付与を義務付ける ・短時間勤務制度の均等待遇の実現
	有給休暇取得率を60%まで増加させる		有給休暇取得率を80%まで増加させる		
職場における保健・安全衛生の向上・暴力の削減	過労死の捕捉率を上げ、過労死数半減する(仮)		過労死をゼロとする	過労死の労災認定の請求件数889件、支給件数377件(2008)	
	労災の捕捉率を上げ、XX%減少させる(検討中)		YY%減少させる(検討中)	労災発生率、2008年現在、死傷者数55万件、休業4日以上は119291人	
	実態調査を行い、捕捉率を上げる		半減する	セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、いじめ等 精神障害等 2008年現在請求件数927、支給件数269件	

	安定雇用の確保	有期労働契約率を30%減らす	有期雇用契約率を半減する	2008年の非正規率が34.1%(男20 女52)	
		完全失業率を3%台にする 潜在失業者も加えた失業者数400万人とする	完全失業率を2%台にする 潜在失業者も加えた失業者数300万人とする	完全失業率5.1%(2009年12月) 潜在失業者も加えた失業者数700万人	(雇用創出) ・シルバー人材センターを廃止し、稼働年齢層における年長失業者の雇用創出にあてる (ミスマッチを解消) ・就労につながる離職者訓練の実施規模の拡充 ・公共部門での雇用確保(国の基準や県の定める計画に照らしても要員が不足している看護師、介護従事者、教員、保育士、消防職員などを、公務・部門で積極採用)
		障害者雇用率を3%にする	障害者雇用率を5%にする	障害者雇用率の義務が1.8%(一般企業)であるところ、現在1.63%。	・特定求職者雇用開発助成金の規模および対象の拡充(助成期間の延長・支給額の増額) ・厚生障害年金3級基準相当の障害状態にある人も法定雇用率に加え対象者を拡大する。 ・法定雇用率に達成していない事業者の負担金をあげ、未達成企業を公表する
	失業保障の拡充	失業給付のカバー率を40%にする	失業給付のカバー率を50%にする	失業給付のカバー率が現在23%	・ダブルワークなど複数就労をしている場合は、所得税制と同様に複合就労を合算して扱い、事業主は応分負担する
	長期失業の削減	6ヵ月以上の長期失業を2010年比25%削減	6ヵ月以上の長期失業を2010年比50%削減	検討中	検討中
	中・高卒業者の就職率の向上と中途採用の拡大の両立(職業訓練も含めて別途検討)	検討中	検討中	・高等学校卒業予定者の就職内定率(就職内定者の就職希望者に対する割合)=55.2%(平成21年10月末) 昨年同期から11.6ポイント下降。 ・男子は59.4%、女子は49.6%(昨年同期比、男子は12.4ポイント、女子は10.7ポイント、それぞれ下降) ・普通科高校の卒業生の就職内定率(内定者数/就職希望率)は43.4%(殆どの学科は少なくとも50%台)	
目標2:社会保障制度への普遍的アクセスの保障	対GDP比における社会保障費の割合をEU諸国並(フランス、ドイツ等)に引き上げる	2012年までに30%に引き上げる	2014年までに40%まで引き上げる	平成19年度の社会保障給付費は91兆4,305億円であり、対前年度増加額は2兆3,207億円、伸び率は2.6%である。対GDP比 19.12%	・予算の組み替えにより社会保障費の予算割合を増やす ・給付付き税額控除を実施する ・社会保険料負担にも応能原則を入れる ・社会保障費の目的税を創設する
	低所得者に配慮した一元的な年金制度の実現による皆年金制度の実現	無年金者を半減させる	無年金者を0にする	無年金者現在118万人	・最低保障年金を創設し、個人に一律7万円支給する。 ・厚生年金と共済年金の統合 ・第3号被保険者制度の廃止 ・国民年金制度と厚生年金制度の統合 ・成人への遺族年金の廃止 ・給付要件の緩和、無年金者の記録の照合により無年金者を解消する
	制度の谷間にあり、障害者施策にアクセスできない方の解消	障害者施策へアクセス可能な人を対人口比10%に改善する	障害者施策へアクセス可能な人を対人口比20%に改善する	日本では障害者施策へアクセス可能な人が対人口比5%程度。OECD諸国では10%~20%程度。	・マニフェスト、与党三党合意の着実な実行。障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない総合的な障害者福祉制度を創る。 ・発達障害、高次脳機能障害、内部障害、難病、小児慢性疾患の対象(であった人も含む)、難聴等も障害者施策にアクセス可能とする ・障害者手帳制度の要件緩和の経過措置から社会サービス手帳(仮称)の創設

	障害年金のセーフティネット機能の拡充	障害年金にアクセス可能な人を2010年比で2倍にする	障害年金にアクセスできる人を2010年比で4倍にする	厚生年金、国民年金の障害年金等を含めるとで障害年金を受けている方々185.1千人(平成19年年度)で平成20年度の障害者手帳所持者724万人の約26%程度。稼働能力の制限を加味した厚生障害者年金3級に関しては障害者手帳所持者のわずか3.3%でしか利用できていない。*OECDの国際比較からも日本の受給者数はあまりにも少なく、アメリカの2分の1程度。	・厚生年金と障害年金の制度間格差を是正し、3級相当の基準を一元化する。 ・2015年までの年金制度の抜本法律改正において、税財源による最低年金保障も含め現在の状態像をもって支給対象とする。併せて加入要件、支給基準を見直す
	健康保険がない方への対応	資格証発行件数を半減する。	資格証発行件数をゼロとする。	資格証発行件数は34万件	国としての減免制度を拡充する。
	長年に医療を必要とする慢性疾患者が医療費負担により貧困に陥ることを減らす	一般世帯(被保険者の標準報酬月額が53万円未満の人)で一月の医療額が3万円以上かかる人を無くす。低所得者(市区町村民税の非課税者等)の場合は1万5千円以上かかる人を無くす。	直近1年以内に高額療養費給付に該当する回数月が2回以上ある場合、一般世帯(被保険者の標準報酬月額が53万円未満)で治療費が1万5千円以上かかる人を無くす。低所得者(市区町村民税の非課税者等)の場合は5千円以上かかる人を無くす。	特定疾患治療研究事業、自立支援医療、どちらにも対象にならない慢性疾患の方が高額な医療費を負担し続けている。	高額療養費の特定疾病療養費の対象疾病の拡大。高額療養費制度において長期にわたり医療が必要な人においてさらに負担を軽減する措置をとり、制度間の齟齬をなく、総合的な医療費助成制度を構築する。
	生活保護法による捕捉率拡大	生活保護の捕捉率を公表した上で、50%にする。	生活保護の捕捉率を70%にする。	政府公表なし。学者による試算で15~40%。イギリス・ドイツは70~90%。	雇用の建て直し、雇用保険・第二のセーフティネットの拡充・強化、最低生活年金の創設などにより、生活保護以外のセーフティネットを充実させることで対処
	高齢者介護	検討中	検討中	検討中	
目標3:居住環境の充実	低所得者層の住宅確保	全住宅に占める公的賃貸住宅の比率を8%(2008年比で57万戸増)	2008年比で、全住宅に占める公的賃貸住宅の比率を10%(2008年比で171万戸増)	全住宅の13%空き室率 公共住宅344万戸 低所得者向けの社会賃貸住宅(公営住宅)全体の7%	(恒久的な住宅扶助制度の創設・ハウジング・ファースト原則の確立)(借家人権利保護の強化)(連帯保証人慣習の廃止)(借家人への差別解消)
		住宅手当利用者数を32万件に増やす	住宅手当利用者数を100万件↑	住宅手当の収入要件 単身14万円、複数人世帯24万円、住宅手当利用者数7千件(09年10月~12月)	補足率?
		2009年比で、住所不定者(野宿生活者、ネットカフェ・サウナ等短期宿泊施設滞在者を含む)を半減する	2009年比で、住所不定者(野宿生活者、ネットカフェ・サウナ等短期宿泊施設滞在者を含む)を4分の1にする		無料低額宿泊所からの転宅促進(2008年6月現在 12,940人が415箇所に住居 無届施設にも多数居住)
	施設の減少、居宅生活への移行者の増加	長期入院患者を2010年比15%減少させる	長期入院患者を2010年比30%減少させる		ホームヘルプサービスの充実、相談相手の確保
	障害者施設を2010年比15%削減させ、○名を居宅生活に移行させる	障害者施設を2010年比30%削減させ、○名を居宅生活に移行させる	福祉施設に入所する身体障害者8.7万人、知的障害者12.8万人、精神障害者35.3万人(計56.8万人) 2008年障害者白書より	ホームヘルプサービスの充実、相談相手の確保	
	中山間地域における生活環境の改善	検討中	検討中		
目標4:教育の充実とアクセス拡大	国の教育予算を拡充する	教育に対する公財政支出の対GDP比を、OECD諸国平均レベル(5%)まで拡充する	教育に対する公財政支出の対GDP比を、6%まで拡充する	教育に対する公財政支出の対GDP比はOECD各国平均では4.9%のところ、日本では3.3%(初等・中等教育においてはOECD平均3.4%のところ日本は2.6%)(2006年時点 出典:OECD "Education at a Glance 2009: OECD Indicators")	
	就学前教育・保育(3~5歳児)の無償化の推進	保育園・幼稚園の新設・拡充による待機児童の解消	幼稚園や保育所の就学前教育を無償化する	2004年の三位一体の改革によって、公立保育所に対する国からの補助金が一般財源化。多くの地方自治体では公立保育所を民営化	その場合には小学校における学習の前倒しにならないように、子どもの育ちに重点を置いて制度設計することが必要(日本の教育を考える10人委員会 2009年度提言書「未来を担う子どもたちのために」提言4)
	義務教育の完全な無償化の実現	給食費や教材費を無償にする	修学旅行などの教育活動に係る諸費用を無償にする	給食費や教材費、修学旅行、服装費などの教育活動に係る諸費用を家庭が負担している(例:中学校入学時服装費男4万4600円、女4万6700円)	・2009年7月に新設された生活保護世帯への「学習支援費」は見直し